

特集

虐待対応も 地域づくりの視点で



高齢者虐待・障害者虐待への対応を中心に

2012年10月に施行された「障害者虐待防止法」を受け、児童虐待、高齢者虐待とともに3つの虐待防止についての法的基盤が整った。「虐待」の予防と対応に有効な、孤立させない地域づくりと関係者間のネットワークができているかをあらためて見直す機会でもある。これまで蓄積されてきた取り組みの効果や新たなトピックスから、保健師の役割を考える機会とする。

- 「虐待」対応はなぜ必要か 権利擁護の視点から
- 虐待対応に必要な保健師の地域づくり
- 障害者虐待防止法により何が変わるか
- 高齢者虐待への的確で迅速な対応のために
あんしんすこやかセンター等を活用した世田谷区の取り組み
- 地域ぐるみの支え合い活動で虐待を防ぐ
行田市の「包括的虐待防止」の取り組み